

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第74号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
(高等学校)					(高等学校)				
第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。					第2条 県立の高等学校を次のとおり設置する。				
名称	区分	課程等	学科	位置	名称	区分	課程等	学科	位置
[略]					[略]				
岩手県立黒沢尻工業高等学校		全日制	機械科	[略]	岩手県立黒沢尻工業高等学校		全日制	機械科	[略]
		全日制	電気科				全日制	電気科	
		全日制	電子科				全日制	電子科	
		全日制	電子機械科				全日制	電子機械科	
		全日制	土木科				全日制	土木科	
		全日制	材料技術科				全日制	材料技術科	
		定時制 専攻科	産業科 工業技術科				専攻科	工業技術科	
[略]					[略]				
岩手県立水沢商業高等学校		全日制	商業科	[略]	岩手県立水沢商業高等学校		全日制	商業科	[略]
		全日制	会計ビジネス科				全日制	会計ビジネス科	
		全日制	情報システム科				全日制	情報システム科	
		定時制	商業科						
[略]					[略]				
岩手県立岩泉高等学校	本校	[略]			岩手県立岩泉高等学校		[略]		
	田野畑校	全日制	普通科	下閉伊郡田野畑			[略]		

[略]	村	[略]
-----	---	-----

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。